

運用開始日をまたいで工事を行っている場合の対応（届出）

規制区域指定日  
令和7年5月26日(予定)

盛土規制法の 規制対象となる 造成工事	<p>工事着手 → 工事完了</p>		盛土規制法の 適用なし
	<p>工事着手 → 届出期間 6/16</p>		届出が必要
	<p>許可申請 → 許可 → 工事着手 (中間検査) (定期報告)</p>		盛土規制法の 許可必要
都市計画法に よる開発許可	<p>許可申請 → 許可 → 工事着手 → 工事完了</p>		盛土規制法の 適用なし
	<p>許可申請 → 許可 → 工事着手 → 届出期間 6/16</p>		届出が必要
	<p>許可申請 → 許可 → 未着手 再申請 → 許可 → 工事着手 (中間検査) (定期報告)</p>		盛土規制法の みなし許可 (盛土規制法 が適用)
	<p>許可申請 → 許可 → 工事着手 (中間検査) (定期報告)</p>		
	<p>許可申請 → 許可 → 工事着手 (中間検査) (定期報告)</p>		

※規制区域指定日前から工事着手している現場は、工事主が区域指定から21日以内に前橋市長に届出をする必要があります。  
(法第21条・法第40条第1項)